

教育委員会定例会

日時：令和元年7月31日（水）

午後1時30分～午後2時40分

場所：教育委員会会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者 菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長
大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長
鈴木非常勤指導主事

高橋教育長 皆さん、こんにちは。ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席者は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和元年湯河原町教育委員会7月定例会を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、早藤委員、小松委員の2名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。（1）議決事項 議案第21号 令和元年度要保護・準要保護等児童生徒の追加認定についての案件ですが、この議決案件につきましては、個人情報を含む内容でございますので、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この1件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

（1）令和元年6月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。（1）令和元年6月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 6月教育委員会定例会議事録をご覧ください。

※ 訂正箇所 なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和元年6月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和元年6月教育委員会定例会議事録については、承認されました。

案 件

（1）議決事項

議案第19号 令和2年度使用小中学校教科用図書の採択について

高橋教育長 それでは、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第19号 令和2年度使用小中学校教科用図書の採択について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第19号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第19号 令和2年度使用小中学校教科用図書の採択について 説明）

・教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定による

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 プrintのミスで、中学校教科書の教科書名ですが、社会・数学・理科が、音楽の欄のところまで、1つずつずれてしまっています。

鈴木学校教育課副課長 後ほど差し替えをさせていただきます。書写が2段書きになっている関係で、ずれてしまっています。申し訳ありません。

高橋教育長 申し訳ありませんでした。内容は大丈夫ですか。

鈴木学校教育課副課長 はい、変わっておりません。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第19号についてお諮りいたします。議案第19号については、一部修正の上決することに、ご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和2年度使用一般図書（学校教育法第9条に規定する教科用図書）の採択について

高橋教育長 次に、議案第20号 令和2年度使用一般図書（学校教育法第9条に規定する教科用図書）の採択について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 議案第20号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第20号 令和2年度使用一般図書（学校教育法第9条に規定する教科用図書）の採択について 説明）

・特別支援級で使用するもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第20号についてお諮りいたします。議案第20号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号 湯河原町立学校に係る部活動の方針について

高橋教育長 次に、議案第22号 湯河原町立学校に係る部活動の方針についてを議題といたします。

川崎教育指導担当課長 議案第22号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第22号 湯河原町立学校に係る部活動の方針について 説明）

・スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドライン、神奈川県の方針が改訂されたことによる

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。中学校は、ホームページにはどのような形で掲載していますか。

川崎教育指導担当課長 掲載はしておりません。4月に部活動保護者会を開催し、その中で活動方針、年間の休日、活動日、大会日程などを報告しております。

高橋教育長 県や国もそうだと思いますが、ホームページと書いてあるくらいですので、やらない理由がよくわからないので、中学校によく話をさせていただきたいと思います。ここで改めて、1日の活動時間などもきちんと記載されました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 4月の部活動保護者会のときに、概要を説明したということですが、部活動に入っていない生徒の保護者は、その説明は聞いてないということですか。

川崎教育指導担当課長 そうです。

早藤委員 これは全保護者にきちんと伝えた方がいいと思います。それから、途中から入ってきた人は、聞かないままになってしまいます。それから、生徒にも伝えるべきだろうと思いますが、部活動に入っていない生徒にはどのような形で伝えていくんですか。

川崎教育指導担当課長 確認させていただきます。

高橋教育長 内容はわかると思いますので、それはお話をしてください。確認してください。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第22号についてお諮りいたします。議案第22号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。それから、先ほどの議案第20号の差し替え分が来ましたので、ご確認いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議案第23号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第23号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大滝図書館長 議案第23号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第23号 湯河原町教育委員会事務局組織運営規則の一部改正について 説明)

- ・機構改革により、図書館において新たに「管理係」が設けられ、事務分掌を改正する必要があるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第23号についてお諮りいたします。議案第23号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第24号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

大滝図書館長 議案第24号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第24号 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について 説明)

- ・機構改革により、図書館において新たに「管理係」が設けられ、事務分掌を改正する必要があるため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 議案第23号・第24号とも、7月1日付の規則の一部改正になっているのが31日提出で、これは協議ではなく、報告にならないんですか。つまり、日にちの関係からすると、協議することではないように思うんですが、どうなんですか。

高橋教育長 規則の専決処分については、専決処分できる範囲のものではないと思います。今回の場合は、事後承認いただくような形です。

早藤委員 適用が7月1日付で、提出が7月31日ということで、それがいまの専決処分の中でできるのか、あるいは逆に、こういう議決事項でなく、報告でもいいのかなと思ったんです。

高橋教育長 専決処分をして、承認報告をするというのが本来の形であるんでしょうけども、これについては人事異動にも関わってきましたので、遡及適用しました。

早藤委員 事務上のことなので、よくわからないんですが。

高橋教育長 確かに、記載されていること以外に、委任ができないこともないのかなと思います。

その辺は検討させていただいて、今後、このような事例の場合は、対応させていただきたいと思います。今回は、追認の形で皆さんにお諮りしたということです。確かに、早藤委員のおっしゃるとおりだとは思いますが。なかなか事前にできなかった部分もあります。

鈴木副課長、委任ができるかどうかということも調べておいてくれますか。

鈴木学校教育課副課長 教育長に対する事務委任規則というものがございまして。その中に、15

項については、教育委員会の会議に付さなければならないということになっております。その中には、規則の改正等はうたわれておりません。

高橋教育長 法律第25条第2項を。それと前条だから。規則制定とか何か入ってないですか。

鈴木学校教育課副課長 「規則その他教育委員会が定める規定の制定」です。

高橋教育長 やむを得ない場合はどうなのでしょう。

鈴木学校教育課副課長 「やむを得ない場合」ですか。

高橋教育長 その辺はまた今後、検討させていただいて、私ができるようであれば、先に専決処分させていただいて、皆さんにあとで追認していただくような方法もとれますので、今回は遡及適用の形でお願いしたいと思います。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第24号についてお諮りいたします。議案第24号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第10号 湯河原町総合計画審議会委員の推薦について

高橋教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第10号 湯河原町総合計画審議会委員の推薦について、事務局から説明をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 協議第10号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第10号 湯河原町総合計画審議会委員の推薦について 説明)

・推薦委員 1名 任期 委嘱の日から2年間

高橋教育長 説明が終わりました。西山委員、いかがでしょうか。

西山委員 お受けさせていただきます。

高橋教育長 ありがとうございます。それでは、協議第10号 湯河原町総合計画審議会委員として、西山委員を推薦することについて、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり承認されました。会議の日は決まっているんですか。

鈴木学校教育課副課長 まだ決まっておりません。

高橋教育長 それでは、後ほどご通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

協議第11号 令和元年度町立湯河原美術館開館時間の変更について

高橋教育長 次に、協議第11号 令和元年度町立湯河原美術館開館時間の変更について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第11号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第11号 令和元年度町立湯河原美術館開館時間の変更について 説明)

・「灯りの祭典」にあわせ、夜間開館を実施するもの

・9月27日・28日 午前9時00分～午後9時00まで

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑はございますか。

早藤委員 ナイトミュージアムは夜間料金がありますが、そういう特典はあるのでしょうか。

池谷美術館長 夜間の料金の特典というのはありませんが、昼間に入館された方については、夜間についても、何回か入館できるようにさせていただいております。割引料金は設けておりません。

高橋教育長 他の美術館では、そういう割引的なものはあるんですか。

池谷美術館長 通常営業の場合に、夜間に開館しているところについては、夜間料金をいただくところはあります。

高橋教育長 それも研究してみてください。ただ、条例改正が必要になりますね。

池谷美術館長 これについては、イベントにあわせた単発のもので、常に実施しているものではありません。そういう意味では、個別に対応ができるのではないかと思います。

高橋教育長 条例改正しなくてもいいということですか。

池谷美術館長 確認します。

高橋教育長 規則委任されていない限り、料金は条例で規定しなければだめだと思います。

池谷美術館長 検討させていただきます。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、検討課題もありますが、協議第11号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり承認されました。

協議第12号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

高橋教育長 次に、協議第12号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について、事務局から説明をお願いいたします。

富士川社会教育課長 協議第12号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第12号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・2019 きらめくふるさと かながわ民族芸能祭

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 協議第12号についてお諮りします。今回の申請に対し、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 原案のとおり承認されました。

(3) 報告事項

① つばめの観察会、海のプランクトンの観察会について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① つばめの観察会、海のプランクトンの観察会について、事務局から報告をお願いします。

富士川社会教育課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、① つばめの観察会、海のプランクトンの観察会について 報告)

・自然科学教室の実施結果報告

高橋教育長 報告が終わりました。学校別の人数はわかりますか。

富士川社会教育課長 数字を持っておりません。

高橋教育長 何か質疑はございますか。

貴田委員 海のプランクトン観察会ですが、今年は日程が例年よりずれまして、地域のお囃子の練習と重なってしまったようです。太鼓の練習をしていた子どもたちも、こちらにご迷惑をおかけしたように伺っています。太鼓の練習も福浦会館で行って行っていたので、うるさかったのではないかと思います。観察会については、もともとは船揚げ場でやろうとしていたところ、車がたくさん駐車していて、福浦会館に戻らざるを得なかったと聞いています。先生方のご都合もありますので、日程については、太鼓の主催者とも調整していただいて、うまくやっていただきたいと思います。

富士川社会教育課長 海のプランクトン観察会については、今年から夏休みに開催とさせていただきました。それに伴い、お祭りとは近くなってしまったようです。船揚げ場は参加者の駐車場とさせていただいております。なお、太鼓の練習の音は聞こえておりましたが、特に観察会は問題なくできました。

高橋教育長 東台福浦小学校の先生に来ていただいたんですね。

富士川社会教育課長 4人来ていただきました。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

② 美術館カフェ実績報告(6月分)について

高橋教育長 次に、② 美術館カフェ実績報告(6月分)について、事務局から報告をお願いし

ます。

池谷美術館長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、美術館カフェ実績報告(6月分)について 報告)

・湯河原在住のDJ MIDORIさんによるハワイアンミュージックライブ

池谷美術館長 先月のこの報告の際に、カフェの中で写真パネル展を開催したいということで、その中でご意見があったことについて、報告させていただきます。写真パネル展ということなので、町内の写真をやっているグループ等とも、少しお話をした方がいいのではないかとということで、湯河原の写真連盟の会長にご相談させていただき、こういったイベントについてのご意見・ご協力についてお伺いしました。非常に好意的に受け取っていただき、ぜひやっていただきたいということです。写真連盟については、美術館でフロアを使って写真展を行いますので、そちらで展示をさせていただきたいというご回答でした。

現在、7月20日ごろから、スタッフによる写真パネル展示をしております。

高橋教育長 早藤委員からご指摘があったものです。報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 「人権」に関する川柳の募集について

高橋教育長 次に、③ 「人権」に関する川柳について、事務局から報告をお願いします。

鈴木非常勤指導主事 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、「人権」に関する川柳の募集について 報告)

・応募資格 町立小学校5・6年の児童及び町立中学校生徒

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

高橋教育長 次に、(4) その他に入ります。委員の方から何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

高橋教育長 それでは、次回開催日程について、お諮りさせていただきます。8月定例会については、8月22日でございます。9月定例会についてですが、9月19日(木)午前9時30分から、こちらの場所です。よろしくお願いいたします。

以上で、秘密会の案件を除く日程は、すべて終了いたしました。

※ ここから秘密会